

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県盛岡市川崎字上川崎24番地1

氏 名 新工住建株式会社 代表取締役 坂本 恵



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市長 谷 藤 裕 明



許可の年月日 令和 2年11月10日

許可の有効年月日 令和 9年11月 9日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 中間処理（木くずの破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・木くず

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

ア 設置場所 岩手県盛岡市玉山馬場字赤坂2番40
イ 設置年月日 平成23年10月27日
ウ 処理能力 256t/日 (32t/時間)
エ 設置許可年月日 平成23年9月15日
オ 設置許可番号 23盛廃第517-2号

(2) 木くずの破碎施設

ア 設置場所 岩手県盛岡市玉山馬場字赤坂2番40
イ 設置年月日 平成28年10月27日
ウ 処理能力 60.8t/日 (7.6t/時間)
エ 設置許可年月日 平成28年9月15日
オ 設置許可番号 28盛廃第517-2号
以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年11月10日 当初許可
平成15年11月10日 更新許可
平成16年 8月31日 変更許可

(以下、裏面記載)

平成20年11月10日 更新許可
平成23年11月 9日 変更届出書受理（がれき類の破碎施設及び保管施設を変更したこ
と。）

平成25年11月10日 更新許可（優良認定）
平成28年 2月24日 変更届出書受理（代表者を坂本ノリ子から変更したこと。）
平成28年11月 4日 変更届出書受理

- (1) 木くずの破碎施設を1施設廃止したこと。
- (2) 木くずの破碎施設を1施設追加したこと。

令和 2年11月10日 更新許可（優良認定）
以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白



別表（保管施設の概要）

所在地：岩手県盛岡市玉山区馬場字赤坂2番40

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管容積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	4.0	628	2,088	3,090	屋外保管
	木くず	2.0	604	936	514	屋外保管
処分後の保管	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	4.0	1,600	4,180	—	屋外保管
	木くずⅠ	3.0	600	1,053	579	屋外保管
	木くずⅡ	3.0	294	435	130.5	屋根有コンクリートピット保管 三箇所合計値

以下余白

